

Ⅶ. 生徒指導に関すること

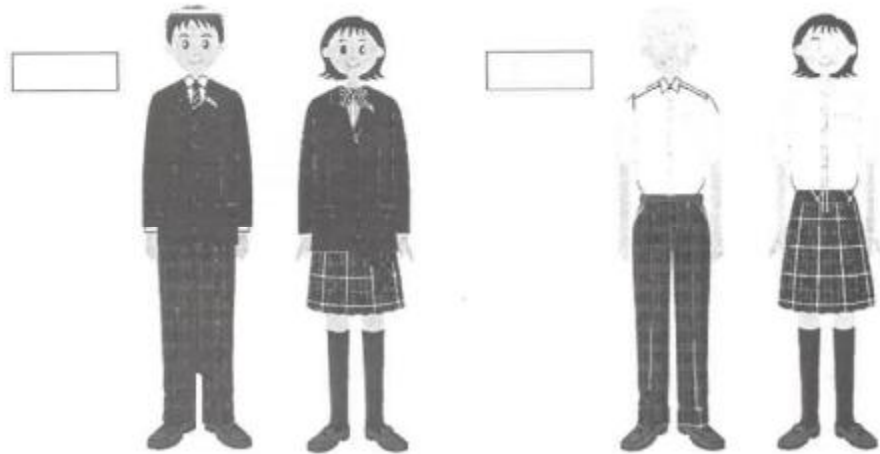
次の各項目は、生徒の基本的な生活態度を示したものであり、その精神をよく理解し、大阪府立岬高等学校の生徒であるという誇りをもって、規律ある学校生活を送るよう努めよう。

(1) 服装

- ① 制服……本校指定の制服を着用すること。なお冬服・合服・夏服着用期間は別途定める。

制服の変形は一切認めない。

ブレザーに着るニット類（セーター、カーディガン、ベスト）は、本校指定のニット類を着用すること。



- ② 頭髪……パーマ・毛染め・脱色するなどを行わないこと。
③ 通学靴・ソックス・カバン・防寒具等……高校生らしいものを着用する。
④ その他……ネックレス・指輪・イヤリング・ピアス・化粧等は学校生活に必要な場合
はしないこと。

⑤ 異装等についての規定

健康上の理由等で異装の必要のある場合は、担任を通じて生徒指導部に届けを出し許可を受けること。

(2) 通学

- ① 通学中は、「大阪府立岬高等学校」の生徒である自覚を持ち、近隣をはじめ、通学路上で多くの人々が見守っていただいています。学校の品位を傷つけるような恥ずかしい行為のないように努めること。電車内のマナーについても十分注意すること。
② みさき公園駅から学校へは定めている通学路を通ること。
③ 休日などに登校する際も必ず制服着用のこと。
④ 本校では三つの運動に基づき「免許をとらない・車を買わない・車に乗らない」という指導を実施している。ただし、原付免許については届け出を出せば取得を認める

場合がある。また、普通自動車免許取得については就職等に必要な場合のみ、届け出により3年生の2学期終了後から自動車教習所への入所を認める。いずれの場合も制服着用時の乗車や、通学に使用してはいけない。

- ⑤ 自転車通学者は交通ルールを守り安全に通行するとともに、必ず指定の自転車置き場に置き、校外に放置しない。(盗難があっても学校として責任が持てない。必ず施錠すること)

<学校への通学路>

○みさき公園駅からは国道26号線

の山側の歩道を必ず通ること

(他の校道への進入は禁止する)

○波輪方面からは、学校下の押ボタン

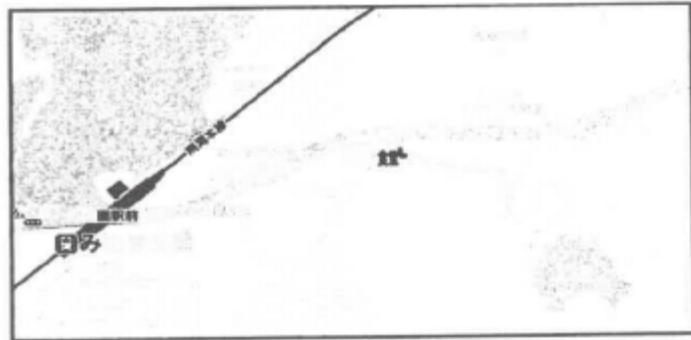
式の信号を利用すること

○自転車通学者は所定の自転車置場

に置くこと

○校内の自動車道(スロープ)は通

らないこと。



.....部が通学経路

(3) 時間の厳守

- ① 欠席・遅刻するような場合は、担任に電話で連絡し、遅刻の場合は登校時学年職員室前で速やかに遅刻カードを受け取り、教室に入ること。遅刻した場合は、生活習慣の改善に努めること。
- ② 早退は必ず明確な理由を担任に届け出て、早退許可を受けること。帰宅後は速やかに学校に連絡すること。
- ③ 登校後は、校外に出ることはできない。※必要な時は担任に申し出て許可を得ること。

(4) 所持品の管理

- ① 所持品には学年、組、名前等を明記しておくこと。
- ② 貴重品は常に身に付け、自己の責任で管理すること。
- ③ 授業等で教室を出る時は、貴重品は必ず持ち出し、教室内には置いておかないように。また、体育授業時は、貴重品を授業の実施する場所まで持参し、担当の先生に保管してもらうこと。
- ④ 紛失、遺失、盗難のあった場合は、速やかに担任に連絡し生徒指導部に届け出ること。また、拾得物についても生徒指導部に届け出ること。
- ⑤ 学校生活に必要な物品以外は学校に持ってこないこと。

(5) 携帯電話について

- ① 授業中の使用は、**原則**厳禁する。
- ② 授業中以外でも校内では必要時以外は使用を控えること。

- ③ インターネット（メール・SNS・ツイッター等）上で他人を誹謗中傷したり、人権を侵害したりするような行為を行ってはならない。
- (6) 校内の美化と施設、備品の尊重
校内の美化と施設、備品の尊重に心がけること。皆さんには「学校を愛し、学校を大切に
する心が大阪府立岬高等学校を育て、良き伝統を後輩たちに残していくのだ」という
責任があります。
- (7) アルバイト
夜間就業や風紀上問題があるもの、危険性が高いもの等、高校生活に支障をきたすと
思われるアルバイトは認めない。
- (8) 掲示物、ポスターについて
掲示物、ポスター等は生徒会の許可印を受けること。所定の場所に貼り、掲示期限後
は取り外すこと。
- (9) その他
以下のような行為があった場合は、学校の規則に従い厳重に指導する。
- ① 飲酒、喫煙、窃盗、暴行傷害、風俗営業店への立ち入り等法律で禁じられていること
 - ② 喫煙している友人と一緒にいる場合（喫煙同席）
 - ③ マッチ・ライター等を持っている場合（喫煙具所持）
 - ④ 考査等の不正行為
 - ⑤ 生徒間での物品の販売
 - ⑥ 金銭の貸し借り
 - ⑦ 単車・自動車の通学乗車
 - ⑧ 線路内に入るなど列車の往来妨害、その他危険な行為、定期の不正使用
 - ⑨ その他、校則の違反や、高校生としてふさわしくない行為など

以下、生徒指導部では大阪府立岬高等学校の生徒として、本校の教育目標、教育方針に従い、校則としてうたわれている「あかるく、たくましく、ねばりづよく」を目標とし、校風を生徒諸君とともに作りあげていくため努力します。高校生としての自覚を持つとともに、責任と義務をお互いによく考えて有意義な高校生活を送るようにしましょう。

『一人ひとりが岬高校生としての自覚と誇りを持ち、毎日の生活・行動を大切にしよう。』